

第1回熊野町子ども・子育て会議

日時 平成26年5月14日(水)19時～
場所 熊野町役場3階 会議室

次 第

1 町長あいさつ

2 会長・副会長の選出

3 議事

子ども・子育て支援新制度について

熊野町子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールとニーズ調査の結果について

4 その他

【配布資料】

資料1 委員名簿

資料2 熊野町子ども・子育て会議条例

資料3 子ども・子育て支援新制度について

資料4 子ども・子育て支援事業計画の概要

資料5 熊野町子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール

資料6 子ども子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童・ピンク)

資料7 熊野町子育て支援ニーズ調査報告書(就学前児童)

資料8 子ども子育て支援に関するニーズ調査(小学校児童・水色)

資料9 熊野町子育て支援ニーズ調査報告書(小学校児童)

参考資料1 子ども・子育て支援新制度について(国資料)

熊野町子ども・子育て会議委員名簿

	委嘱区分	所属等	委員	備考
1	町議会議員	熊野町議会議長	馬上 勝登	
2	子どもの保護者	くまの・みらい保育園 保護者会会長	染川 博昭	
3		くまの中央保育園 保護者会代表	川口 あずさ	
4		第二聖徳幼稚園 保護者代表	菖蒲 裕美	
5		淳教幼稚園 P T A会長	木村 英示	
6		第三小学校 P T A会長	駒澤 政治郎	
7		熊野東中学校 P T A会長	高山 毅士	
8	事業主を代表する者	熊野町商工会 理事	竹森 臣	
9	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	くまの・みらい保育園 園長	上原 玲子	
10		社会福祉法人光生会 事務長	光本 正伯	
11		第二聖徳幼稚園 園長	猪野 良雄	
12		淳教幼稚園 園長	石山 貴子	
13		熊野町校長会 会長	荒谷 茂樹	
14		熊野町子育て支援センター 主任	井上 直美	
15	学識経験のある者	安田女子短期大学 保育科 教授	柿岡 玲子	
16	町長が必要と認める者	熊野町医師会 代表	大瀬戸 隆	
17		熊野町歯科医師会 代表	山野 智要之亮	
18		熊野町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	金澤 綾子	
19		社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会 事務局長	古毛堂 鉄男	

熊野町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 12 日

条例第 16 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、熊野町こども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、民生部民生課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後において最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日とする。

(招集の特例)

- 3 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年熊野町条例第4号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

子ども・子育て支援新制度について

1. 子ども・子育てを取り巻く現状

全国的な課題として

急速な少子化の進行

- ・平成24年の合計特殊出生率は、全国平均で1.41となっており、一般的には2.08を下回ると人口が自然減とされる

合計特殊出生率：一人の女性が生涯に産む子どもの平均人数

結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上
- ・家族、地域、雇用など、子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- ・女性の就労率のM字カーブ（30歳代（子育て世代）で低くなる）

子ども・子育て支援が質・量ともに不足

- ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- ・子育ての孤立感と負担感の増加

待機児童の問題や放課後児童クラブの不足

- ・都市部を中心に保育所の待機児童が発生
- ・放課後児童クラブが不足している（「小1の壁」）

2. 子ども・子育て支援新制度の目的は？

「子ども・子育て支援新制度」は「子ども・子育て関連3法」に基づいて、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育を支援
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

一人で子育てをしていて、地域で相談できる人はいないかな...

保育所に預けられなくて、困ったわ...



質の高い教育・保育を受けさせたいなあ...



3 . 子ども・子育て関連3法とは？

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

- 1 子ども・子育て支援法
- 2 認定こども園法の一部を改正する法律
- 3 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

3法の趣旨

3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

主なポイント

- ・認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善など）
幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設
施設型給付：認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
地域型保育給付：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育などの給付
- ・地域の子ども・子育て支援の充実
利用者支援、地域子育て支援拠点施設など

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

- ・熊野町が実施主体
市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・社会全体による費用負担
消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保が前提
- ・政府の推進体制
制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備
- ・子ども・子育て会議の設置
国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして設置。市町村等の設置は努力義務とされている

4 . 認定こども園とは？

幼稚園・保育所などのうち、

就学前の子どもに教育・保育を提供する機能を備える施設
地域における子育て支援を行う機能を備える施設

の2つについて、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの。(熊野町内では現在ありません)

認定こども園の種類

種類	解説
幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えるタイプ
保育所型	認可保育所が、保育に欠ける子ども <u>以外</u> の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えるタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が実施するタイプ

5 . 熊野町は新制度に向けてどうするのか？

事業計画について

熊野町では、町の現状を踏まえて「熊野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、今後、どのような施設・サービスを、どのくらい、いつまでに整備・実施していくかを定めます。

ニーズ調査について

事業計画の策定のために、小学校以下のお子さんを持つ家庭を対象にニーズ調査を実施しました。この調査等によって、施設やサービスをどのくらい整備・実施していく必要があるかを推計します。

熊野町子ども・子育て会議の設置

この会議において、子育て中の保護者の方、子育て支援に携わっている事業者の方、学識経験者などの意見をお聴きしながら、事業計画の策定を進めていきます。

6 . 気になる疑問

Q 1 入所・入園などの手続きはどう変わるの？

幼児教育・保育を受ける事（入所・入園）を希望される場合は、町に申請して、保育の必要性の認定を受けていただき、町からは結果に応じた「認定証」を発行します。

認定された保育の必要性の有無や保育の必要量に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育などの中から、それぞれのニーズに合った施設や事業をご利用いただきます。

保育が必要な方からの施設やサービスの利用申込みは、原則として町で受け、ニーズに応じた施設やサービスをご紹介したら、希望によりあっせんや施設に対する利用要請などを行います。具体的な手続きについては国で検討中です。

Q 2 利用料金はどうなるの？

利用者の皆様に負担していただく費用（保育料等）は現在の利用者負担の水準や、利用者の負担能力（所得等）に応じて設定されますが、その詳しい内容は国で検討中です。

Q 3 今ある「幼稚園」や「保育所」はどうなるの？

今あるものが、そのまま「幼稚園」や「保育所」として運営され続ける場合もあれば、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」へ移行する場合があります。

「認定こども園」への移行は事業者の任意とされていますが、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」という新制度の目的を達成するために、国では「認定こども園制度」の中で、特に「幼保連携型こども園」の整備を促進することとしています。

Q 4 いつから制度が変わるの？

平成 27 年 4 月から、新制度に基づくサービスを本格的にスタートすることを目指しています。なお、新制度には消費税率の引き上げによる財源の一部が充てられる予定です。

ちなみに・・・

都市部における、待機児童の解消が新制度の大きな目的のひとつです。

新制度では、消費税増税の一部を保育量の拡大や質の改善に充てられる予定です。また、認可制度の改善・透明化や小規模保育、家庭的保育などに対する財政措置の充実なども、待機児童の解消に効果があると考えられています。

熊野町では、地域の実状を的確に把握した事業計画を策定し、保育を必要とする子どもが、必要なサービスを確実に受けることができるよう、各種施設・サービスの整備を進めていきます。

子ども・子育て支援事業計画の概要

1. 子ども・子育て支援事業計画とは

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画

2. 根拠法令

子ども・子育て支援法第 6 1 条

3. 計画期間

5 年間

4. 記載事項

必須記載事項

教育・保育提供区域の設定

各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業とは

- (ア) 利用者支援に関する事業
- (イ) 時間外保育事業
- (ウ) 放課後児童健全育成事業
- (エ) 子育て短期支援事業
- (オ) 乳児家庭全戸訪問事業
- (カ) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- (キ) 地域子育て支援拠点事業
- (ク) 一時預かり事業
- (ケ) 病児保育事業
- (コ) 子育て援助活動支援事業
- (サ) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

任意記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等

産後の休業及び育児における特定教育・保施設等の円滑な利用確保に関する事項

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

市町村子ども・子育て支援事業計画の期間

市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

熊野町子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール

子ども・子育て関連3法に係る本町におけるニーズ調査の実施、子ども・子育て支援事業計画の策定、関連条例の制定など、今後のスケジュールについては、これまで国から示された資料等により、次のように想定できます。

	国の動き	熊野町の動き	熊野町子ども・子育て会議における審議内容
平成 25 年度 11～1月	放課後児童健全育成事業等の基準等の取りまとめ 制度管理システムの概要提示	ニーズ調査の実施 ニーズ調査の集計 次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況調査 熊野町子ども・子育て会議 条例の制定(12月議会)	次世代育成支援対策推進協議会 ・ニーズ調査票(設問等)の検討
2～3月	↓ 認可・運営基準、保育の必要性の認定基準、地域子ども・子育て支援事業放課後児童健全育成事業の基準の提示	熊野町子ども・子育て会議の設置 ニーズ調査の集計・分析 ニーズ調査結果の取りまとめ	
平成 26 年度 4～5月	↓ 幼保連携型認定こども園保育要領の取りまとめ	県への報告・調整	第1回会議(5/14) ・子ども・子育て支援新制度の概要説明 ・ニーズ調査結果の確認
6～7月	↓ 公定価格(給付単価・利用者負担など)の骨格の提示 制度管理システムの仕様提示	事業計画骨子案の検討 新制度に関する条例の検討	第2回会議 ・事業量見込みについて ・事業計画の骨子案について
8～9月	↓	事業計画案(事業量見込み・確保策等)中間取りまとめ 新制度に関する条例の上程等	第3回会議予定 ・事業計画素案に対する審議
10～12月		県との協議を踏まえ計画案の調整 各種認可・確認・認定・届出受理など事業開始に向けた準備開始	
1～3月		県との協議を踏まえ計画案の最終調整 パブリックコメント等の実施 事業計画案の上程(議会全協説明) 事業計画の確定 計画書・概要版の作成	第4回会議予定 ・事業計画案の最終確認等
平成 27 年度 4月	新制度の施行		